

改正薬事法の概要

〈特定販売〉

(1) 特定販売

特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売・授与をいう。

(2) 特定販売の方法等

開設者は、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（薬局の場合。毒薬及び劇薬であるものを除く。）の特定販売を行う場合は、次のアからオまでに掲げるところにより行わなければならないこと。

ア

当該薬局・店舗に貯蔵・陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（薬局の場合。毒薬及び劇薬であるものを除く。）を販売・授与すること。

イ

特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、掲示すべき内容（別紙『改正薬事法の概要』の「掲示等」）の情報を見やすく表示すること。

ただし、ホームページに当該情報が表示されている場合には、単に当該ホームページへの誘導を行う、いわゆる「バナー広告」等は、原則として特定販売を行うことについての広告に当たらないこと。

薬局・店舗の名称については、当該許可証に記載している正式な名称を表示すること。ただし、その略称や、インターネットモール事業者の名称をそれに併記することは差し支えないこと。

また、相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先については、その薬局・店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者等が当該一般用医薬品の製造販売業者の相談窓口等へ誤って連絡することがないように、当該薬局・店舗の連絡先を分かりやすく表示すること。

なお、インターネットを利用して広告をする場合は、そのホームページから、厚生労働省のホームページのうち、主たるホームページアドレスの一覧を掲示しているページへのリンクを張ることが望ましいこと。

また、電話での販売のみを行い、特定販売を行うことについて広告をしない場合は、別紙『改正薬事法の概要』の「掲示等」のア及びイの③から⑤までの事項については、その薬局・店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者等からの求めに応じて、電話により口頭で伝達すること。

現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名については、ホームページの閲覧時点での勤務状況をそのまま表示させる方法のほか、当該薬局・店舗に勤務している薬剤師及び登録販売者の一週間の勤務シフト表等を表示する方法によることでも差し支えないこと。

使用期限については、当該薬局・店舗に貯蔵、陳列等している品目の全ての使用期限を表示させる方法のほか、使用期限までの期間が最短の品目の使用期限を表示させる方法によることでも差し支えないこと。

ウ

特定販売を行うことについて広告をするときは、第1類医薬品、第2類医薬品、指定第2類医薬品、第3類医薬品及び薬局製造販売医薬品（薬局の場合。）の区分ごとに表示すること。

ただし、インターネットを利用する場合は、そのホームページで区分ごとに表示する措置を確保した上であれば、検索結果等においてまで区分ごとに表示する必要はないが、検索結果等として表示された医薬品の区分が明確に分かるよう表示させること。

エ

特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事等及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

ホームページを閲覧するために、パスワード等が必要な場合には、開設者は、所管する都道府県等及び厚生労働省がホームページを閲覧することができるよう、当該パスワード等を、許

可申請するときや、あらかじめ届け出ることになっている事項について変更届を提出する際に、所管する都道府県等へ届け出ること。

オ 変更前に、あらかじめ届出事項

開設者は、次の①から④までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の届書を、その薬局・店舗の所在地の都道府県知事等に提出しなければならないこと。

また、既存の薬局・店舗の開設者が、新たに特定販売を行おうとする場合には、その届書に、④の（ア）から（カ）までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならないこと。

- ① その薬局・店舗の名称
- ② 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- ③ 特定販売の実施の有無
- ④ （ア）特定販売を行う際に使用する通信手段
 - （イ）特定販売を行う医薬品の区分（第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品及び薬局製造販売医薬品（薬局の場合。毒薬及び劇薬であるものを除く。））
 - （ウ）特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
 - （エ）特定販売を行うことについての広告に、許可証の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
 - （オ）特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要
 - （カ）都道府県知事等又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（当該薬局・店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）（主たるホームページの構成の概要を除く。）